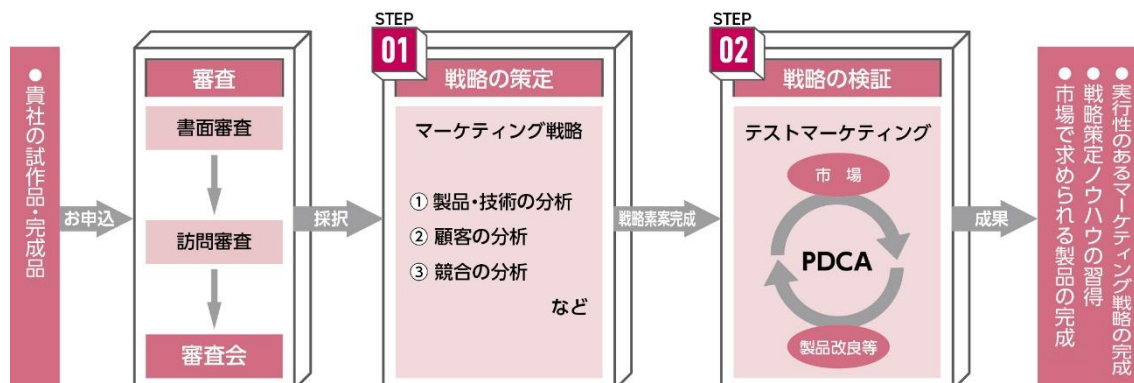


中小企業ニューマーケット開拓支援事業支援企業の皆様へ
(販路開拓戦略策定支援)

【支援の流れ】



1 支援期間について

- ・支援期間は支援開始決定の日から2年以内です。

2 費用について

- ・支援に関しては紹介料・情報提供料はかかりません。
- ・ビジネスナビゲーター等に関する謝金、交通費、その他経費の負担はありません。
- ・試作品等のテストマーケティングを行う際の費用負担の交渉は行いません。

3 各種報告・届け出の義務

- ・所在地等の変更、支援中止等を希望する場合は、公社指定様式による届け出書を提出していただきます。

4 価格戦略策定支援について

- ・申込時、本支援を希望し、審査において必要性が認められた場合、または、販路開拓戦略策定支援中に価格戦略策定支援の必要性が認められ、企業様のご同意される場合に本支援をご利用いただけます。
- ・プライシング戦略サポーターは、意思決定のための参考情報を提供します。最終的な意思決定・行動等は企業様の自己責任にて行ってください。価格交渉における同行や同席等は出来かねますのであらかじめご承知おきください。

5 情報管理

- ・本事業で知り得た情報は、公社およびビジネスナビゲーター等とともに守秘義務を厳守し、当事業に限り利用させていただきます。
- ・当事業を含む公社事業の利用実態調査、マスコミ等への事業PR、各種展示会等への推薦、東京都への事業報告の際にはご協力をお願いします。

6 支援中止について

次のいずれかに該当した場合、支援を中止することがあります。

- ・ 申込要件に抵触、あるいは申込内容と事実が異なることが判明した場合
例1) 申込後に「募集要項3 申込事業者要件(1)」に定める大企業となった場合
例2) 都内に登記のある事務所が存在しなくなった、総代理店が設置された場合
- ・ 特定顧客向け、又は実質的に特定顧客向けの販路開拓等であると判断される場合
- ・ 支援製品に関する特許等の知財に関する紛争等が生じる恐れがある、または発生した場合
- ・ 破産等事業の継続が困難となった場合
- ・ その他会社の各種規程を遵守しない等、会社が支援継続が困難と判断した場合

【担当】

事業戦略部 販路・海外展開支援課

中小企業ニューマーケット開拓支援事業担当

電話 03-5822-7234

E-mail: hanro@tokyo-kosha.or.jp